

市有墓地の工事にあたっての注意事項

市民生活課 環境衛生係
(電話 0996-33-5614)

- 1、 墓地内には、許可を得た場合を除く外墓碑、墓標、形像類、土留石及び納骨堂以外の施設を設けることはできない。
- 2、 土留石、さくがき、納骨堂及び樹木（かん木）は、高さ1.0メートル以下とする。
- 3、 通路部分等についての、工事の施工（張りコン等）は認めない。ただし、市の許可を受けた場合はこの限りでない。
- 4、 工事施工に伴い、墓地通路(コンクリート張り)部分及び、階段部分については、必ず工事用修羅板または合板（コンパネ10mm以上の厚さ）の板を敷布し行なうこと。また、工事施工に使用する墓地通路図面も合せて添付すること。
- 5、 工事施工に伴い、第三者又は公共の施設に損害を及ぼした場合は、市民生活課に届け出、工事施工者の責任により復旧すること。
- 6、 工事着手前及び工事完了後は、事前に市民生活課環境衛生係に連絡し立会いを求めること。
- 7、 墓地の撤去時には通路の高さに合わせた、現状復帰にすること